

## 秋田県告示第488号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年11月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 第1

#### 1 名称

舟見特定猟具使用禁止区域

#### 2 区域

北秋田市地内の国道105号の東鷹巣橋と米代川左岸との交点を起点とし、同川左岸を下流に進み秋田県内陸縦貫鉄道陸橋との交点に至り、同陸橋を北進しJR東日本奥羽本線との交点に至り、同本線を東進し国道105号との交点に至り、同所から同国道横断方向に引いた線を北東に進み同国道境界線との交点に至り、同所から同国道を南進に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

#### 3 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

#### 4 特定猟具の種類

銃器

### 第2

#### 1 名称

新屋敷沼特定猟具使用禁止区域

#### 2 区域

山本郡三種町鹿渡地内の町道新屋敷長信田線と町道鹿渡幹線との交点を起点とし、同鹿渡幹線を北西に進み町道新屋敷4号線との交点に至り、同町道を北東に進み農道新屋敷支1号線との交点に至り、同農道を北東に進み町道牡丹浜村線との交点に至り、同農道を南進し町道新屋敷長信田線との交点に至り、同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

#### 3 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

#### 4 特定猟具の種類

銃器

### 第3

#### 1 名称

船越特定猟具使用禁止区域

#### 2 区域

男鹿市船越地内の市道那場掛・杉山1号線と市道船越払戸線との交点を起点とし、同船越払戸線を南東に進み農道サッピ6号線との交点に至り、同農道を北東に進み同農道に連続する農道サッピ2号線との交点に至り、同農道を北東に進み同農道に連続する農道堂の前4号線との交点に至り、同農道を北東に進み市道八郎湖岸線を経て八郎潟調整池岸に至り、同池を西進し天王西排水機場前の対岸に至り、同岸を南西に進み防潮水門を経て船越水道左岸に至り、同左岸を南西に進み日本海汀線に至り、同汀線を北西に進み旧し尿処理場より沢筋を北進し市道内子3号線との交点に至り、同市道を北進し市道船越前野下谷地線との交点に至り、同市道を北東に進み国道101号との交点に至り、同国道を西進し県道男鹿八竜線との交点に至り、同県道を北進し市道那場掛・杉山1号線との交点に至り、同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

#### 3 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

#### 4 特定猟具の種類

銃器

### 第4

#### 1 名称

男鹿市いこいの森特定猟具使用禁止区域

#### 2 区域

男鹿市北浦真山地内の「男鹿市いこいの森」森林公園の区域

#### 3 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

- 4 特定猟具の種類  
銃器

第5

- 1 名称  
豊成畑谷特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

秋田市河辺豊成地内の県道秋田御所野雄和線とJR東日本奥羽本線との交点を起点とし、同本線を東進し二井田堰頭首工との交点に至り、同頭首工から岩見川右岸を南東に進み芝野堰頭首工に至り、同頭首工を南進し岩見川左岸に至り、同川左岸を北西に進み秋田河辺雄和自転車との交点に至り、同自転車道を北西に進み市道豊成畑谷線との交点に至り、同市道を西進し送電線に至り、同送電線を北東に進みJR東日本奥羽本線との交点に至り、同本線を南東に進み起点に至る一円に囲まれた区域

- 3 存続期間  
平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- 4 特定猟具の種類  
銃器

第6

- 1 名称  
平尾鳥川特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

秋田市雄和平尾鳥地内の平尾鳥川左岸と県道秋田御所野雄和線との交点を起点とし、同県道を北進し同川右岸との交点に至り、同川右岸を東進し市道藤森中谷地線との交点に至り、同市道を西南に進み同川左岸との交点に至り、同川左岸を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

- 3 存続期間  
平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- 4 特定猟具の種類  
銃器

第7

- 1 名称  
象潟金浦特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

にかほ市金浦地内のJR東日本羽越本線と市道赤石前川線との交点を起点とし、同市道を南東に進み市道金浦大竹線との交点に至り、同市道を東進し市道前川中央線との交点に至り、同市道を西進し市道前川象潟2号線との交点に至り、同市道を南西に進み、更に農道深田線を東進し新奥の細道との交点に至り、同細道を南進し農道兵庫島線との交点に至り、同農道を東進し通称深沢沼を東南に囲み、沼に交差する水路を南進し市道大飯郷線との交点に至り、同市道を西進し象潟川との交点に至り、同川を北西に進み日本海汀線に至り、同汀線を北東に進み市道川尻岡ノ谷地線との交点に至り、同市道を南東に進み市道金浦中央線との交点に至り、同市道を南進し市道赤石前川線との交点に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

- 3 存続期間  
平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- 4 特定猟具の種類  
銃器

第8

- 1 名称  
阿気特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

横手市大雄地内の雄物川右岸堤防と県道横手大森大内線との交点を起点とし、同県道を北西に進み雄物川右岸との交点に至り、同川右岸を北東に進み同市と大仙市との境界に至り、同境界を東進し雄物川右岸堤防との交点に至り、同堤防を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

- 3 存続期間  
平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- 4 特定猟具の種類  
銃器